

2 過疎地域自立促進計画の策定について

過疎地域自立促進計画は、過疎地域に対して、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を行うことにより、過疎地域の自立促進を図り、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正を目的として策定するもので、策定した計画に基づく事業について、過疎対策事業債等の財政支援上の支援措置を受けることができます。花巻市においては、旧大迫町及び旧東和町が一部過疎地域として認定されています。

現在の計画期間は、時限立法である「過疎地域自立促進特別措置法」により平成22年度から27年度までを計画期間としておりますが、東日本大震災の発生を受け、平成24年6月に「過疎地域自立促進特別措置法」の一部が改正され、過疎地域自立促進のための地方債の発行可能期限が5年間延長されました。

市では、この法律改正に呼応し、今後も有利な財源である過疎対策事業債を活用するため、下記により新たな過疎地域自立促進計画の策定を進めています。

1 計画の概要

①計画の期間

- ・平成28年度から32年度まで

②計画の構成

- ・過疎地域の自立促進にあたっては、自主的、主体的な取り組みが重要
- ・地域の自立促進に向け、国の定める自立促進施策区分ごとの現状把握と課題認識を基に、今後の具体的な施策の展開を体系的に示す

◎自立促進施策区分

- ①産業の振興
- ②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- ③生活環境の整備
- ④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑤医療の確保
- ⑥教育の振興
- ⑦地域文化の振興等
- ⑧集落の整備

2 今後の取り組み

- ①計画変更について、各地域協議会へ諮問・答申
- ②県知事との協議
- ③平成28年第1回花巻市議会定例会に計画案を上程

〈担当 総合政策部 秘書政策課 24-2111 内線471〉